

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県行政手続条例の一部を改正する条例
- 二 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 三 秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県税条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県県税条例の一部を改正する条例
- 六 秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 七 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 八 秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 九 秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十 秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十一 秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例附則第二項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十二 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十三 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十四 秋田県調理師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 十五 秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 十六 秋田県がん対策推進条例の一部を改正する条例

- 十七 秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 十八 秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 十九 秋田県第一種フロン類回収業者登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 二十 秋田県汚染土壌処理業許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 二十一 秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例
- 二十二 秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 二十三 秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計条例
- 二十四 秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例
- 二十五 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 二十六 秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 二十七 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 二十八 秋田県宅地建物取引士証書換え交付等手数料徴収条例
- 二十九 秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 三十 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 三十一 秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例及びスポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 三十二 秋田県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 三十三 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 三十四 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 三十五 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 三十六 秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 三十七 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
三十八 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

平成二十七年三月二十日

秋田県知事 佐竹敬久